

事業概略書

(調査研究事業の場合)

生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業

みずほ情報総研株式会社 (報告書A4版162頁)

事業目的

- 平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法について、平成 29 年 5 月に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会が設置され、平成 30 年の制度改正を見据えた様々な議論が行われた。同年 12 月に取りまとめられた同部会の報告書では、「地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援体制の実現」のための方策の一つとして、必ずしも本人の同意がない場合も含めて、関係機関間で把握している生活困窮者に係る情報の共有を円滑にできるようにし、早期に適切な支援ができるような情報共有の仕組みを設け、適切な運用が行われるようガイドラインを設けることが提言された。
- この提言も踏まえ、平成 30 年 6 月 1 日に参議院本会議にて可決・成立し、平成 30 年 6 月 8 日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。)の一部施行(平成 30 年 10 月 1 日)による、改正後の「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、福祉事務所を設置する自治体は、生活困窮者に対する自立の支援を目的として必要な情報の交換を図るため、関係機関によって構成された会議(以下、「支援会議」という。)を組織することが可能とされた。支援会議では、適切に情報共有が行われるよう、会議体の構成員に対して守秘義務を設けることが盛り込まれており、本人同意を取得していない情報についても関係機関間で共有することが可能である。また、平成 30 年 10 月 1 日には支援会議の設置及び運営にあたっての留意点等を示した「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」(平成 30 年 10 月 1 日社援地発 1001 第 15 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)が発出された。
- 本調査研究は、自立相談支援事業における支援調整会議での情報共有の実態と課題及び支援会議の類似の会議体等における情報共有の方法等を把握したうえで、支援会議のあり方や支援会議の設置に向けた自治体の取組状況について調査することを目的として実施した。なお、本報告書に掲載している調査結果は、改正法施行から半年までの段階での調査結果であることに留意されたい。

事業概要

1) WGの開催

- 本事業の全体像、取りまとめに向けた検討を行うため、有識者によるWG(計2回)を実施した。

2) 自立相談支援機関における支援調整会議等の設置運営に係る実態調査

- 自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営等に関する実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として活用することを目的として、アンケート調査を実施した。

3) 支援調整会議における情報共有に係る取組事例調査

- 自立相談支援機関における支援調整会議の運営方法、関係機関間における情報共有に関する課題等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

4) 支援会議の設置意向に関する調査

- 支援会議の設置を検討している自治体の参考資料及び今後の施策を検討する際の基礎資料として活用するため、支援会議の設置意向に関するアンケート調査を実施した。

5) 支援会議の設置に向けた取組事例調査

- 支援会議の設置を検討している自治体支援会議の設置を検討している自治体の参考資料及び今後の施策を検討する際の基礎資料として活用するため、支援会議の設置に向けた取組内容や課題等に関するヒアリング調査を実施した。

6) 支援会議の類似の会議体における先進事例調査

- 支援会議と同様に構成員に対して法律上の守秘義務が課せられている会議体(要保護児童対策地域協議会、消費者安全確保地域協議会等)について、その運営方法等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の参考資料とすることを目的としてヒアリング調査を実施した。

7) 報告書の作成

- 1)～6)までの議論や調査結果を踏まえ、支援調整会議における情報共有の実態や課題、支援会議の設置に向けた取組状況等について整理し、報告書を取りまとめた。

調査研究の過程

1) WGの開催

- 調査全体の実施方針、報告書の取りまとめに向けた検討のため、有識者によるWG(計2回)を実施した。

回	日時	主な議事
1	平成30年8月20日(月) 13:30～15:30	■ 調査全体の実施方針 ■ アンケート調査結果報告
2	平成31年3月12日(火) 10:00～12:00	■ 報告書の取りまとめ

2) アンケート調査の実施

- 自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営等に関する実態、並びに支援会議の設置意向を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として活用することを目的として、アンケート調査を実施した。調査対象、実施期間等は次のとおり。

調査対象	すべての自立相談支援事業実施自治体（都道府県実施分を除く）
調査方法	E-mailによる送付・回収
調査実施期間	平成30年6月13日～6月27日（調査基準日：平成30年6月1日現在）
回収結果	調査対象数：857件、有効回収数：599件、回収率：69.9%

3) ヒアリング調査の実施

① 支援調整会議における情報共有に係る取組事例調査

- 自立相談支援機関における支援調整会議の運営方法、関係機関間における情報共有に関する課題等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的として、平成30年6月にヒアリング調査(2件)を実施した。

No.	調査対象自治体	調査日
1	東京都足立区 福祉部 くらしとしごとの相談センター	平成30年6月13日（水）
2	滋賀県野洲市 市民部 市民生活相談課	平成30年6月22日（金）

② 支援会議の設置に向けた取組事例調査

- 支援会議の設置を検討している自治体支援会議の設置を検討している自治体の参考資料及び今後の施策を検討する際の基礎資料として活用するため、支援会議の設置に向けた取組内容や課題等に関するヒアリング調査(3件)を平成30年12月～平成31年2月に実施した。

No.	調査対象自治体	調査日
1	神奈川県座間市 福祉部 生活援護課	平成31年1月10日（木）
2	大阪府柏原市 健康福祉部 福祉総務課	平成30年12月7日（金）
3	長崎県対馬市 福祉事務所 保護課	平成31年2月21日（木）

③ 支援会議の類似の会議体における先進事例調査

- 支援会議と同様に構成員に対して法律上の守秘義務が課せられている会議体（要保護児童対策地域協議会、消費者安全確保地域協議会等）について、その運営方法等を把握し、支援会議のあり方を検討する際の参考資料とすることを目的として平成30年6月にヒアリング調査(2件)を実施した。

No.	調査対象自治体	調査日
1	東京都足立区 子ども家庭部 こども支援センターげんき こども家庭支援課 (要保護児童対策地域協議会)	平成30年6月28日(木)
2	滋賀県野洲市 市民部 市民生活相談課 (消費者安全確保地域協議会 9)	平成30年6月22日(金)

4) 報告書の作成

- WGでの議論やアンケート調査結果及びヒアリング調査結果を踏まえ、支援調整会議における情報共有の実態や課題、支援会議の設置に向けた取組状況等について整理し、平成31年1月～3月中旬にかけて報告書の取りまとめを行った。

事業結果

- 本調査では、自立相談支援機関における支援調整会議の設置運営等に係る実態及び取組事例を把握するとともに、支援会議について、全国の自立相談支援機関における設置意向及び設置予定の自治体の取組事例を調査し、報告書として取りまとめた。
- 本調査結果の概要としては、以下のことが挙げられる。

1. 情報共有が円滑に進まないケース

- 支援調整会議等の関係者間で情報共有が円滑に進まないことがある場合の理由として、「アウトリーチ等により構成員は支援の必要を認識しているが、本人が支援の必要性を認識していない」が最も多く、支援及び情報共有に関する本人同意の取得が難しい場合には、支援調整会議の関係者間における情報共有が進まないことが明らかとなった。
- また、情報共有が円滑に進まないケースにおいて本人が抱える課題としては「引きこもり・不登校」及び「家族間の課題」が5割を超えており、本人への接触が難しい状況において、関係者間での情報共有が円滑に進まないことが示唆された。特に本人が抱えている課題が「引きこもり」の場合においては、家族が自立相談支援機関へ相談を実施しても、本人が支援を拒むケースがあると考えられ、支援に対する本人同意を得ることが難しいことが想定される。

2. 支援会議の活用に向けて

- 平成30年6月の調査時点では、支援会議の設置予定について、「有」が3.5%で、「無」が29.7%、「検討中・未定」が66.8%であった。支援会議は自治体が組織できるとされていることから、自立相談支援機関を民間団体等に委託して設置しているケースでは、支援会議の設置に向けた協議を自治体と委託先で行う必要があると考えられるため、自立相談支援機関を直営で設置している場合と比べ、支援会議の設置が進みにくいことも考えられるが、支援会議の設置意向を自立相談支援機関の設置運営形態別にみると差異は少なく、委託をしている場合でも設置を検討している自治体がみられる。
- 設置方法としては、「①既存の支援調整会議を拡大する方法」、「②生活困窮者自立支援事業以外の会議体(地域ケア会議等)に支援会議の仕組みを当てはめる方法」、「③新しい会議体として支援会議を設置する方法」などが挙げられる。
- 構成員については、自立相談支援機関の主任相談員や相談支援員に加え、行政の関連部署(高齢分野、障害分野、子ども分野等)、社会福祉協議会、教育委員会、保健所、公共職業安定所など情報共有を行う可能性がある様々な関連機関が含まれることが想定され

る。ただし、個人情報保護の観点から考えると、設置要綱に記載された幅広い関係機関すべてを支援会議に毎回招集するのではなく、事務局が会議内容に応じて構成員を選定して招集した上で、必要な情報のみを共有することが現実的であると考えられる。

- 支援会議において、構成員への守秘義務は法第9条第5項にて規定されている。構成員には自立相談支援機関のほかに、庁外の関係機関や民生委員等も幅広く含まれ、また、開催の都度、参加者が異なることも想定されるため、支援会議の設置要綱において法に基づく守秘義務規定を明示するだけでなく、会議の開催時にその都度説明するなど、その周知徹底を図ることが望ましい。
- 支援会議では、本人同意を得ていない個人情報を取り扱うことから、資料の作成・保管方法にも留意する必要がある。特に、支援会議開催後の見守り体制に構築のために資料を参加者が持ち帰る場合などは、万が一、資料の紛失があった場合にも個人情報が漏洩することのないよう、個人情報(氏名等)とケース内容を記載した紙を分けるなど、資料の作成方法を工夫することなどが考えられる。
- 支援会議を活用することで、情報共有に関する本人同意の取得が困難な事例への対応や、複合的な課題を抱えた世帯への対応がより円滑に進むようになると考えられる。

事業実施機関

みずほ情報総研株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

TEL : 03 (5281) 5275